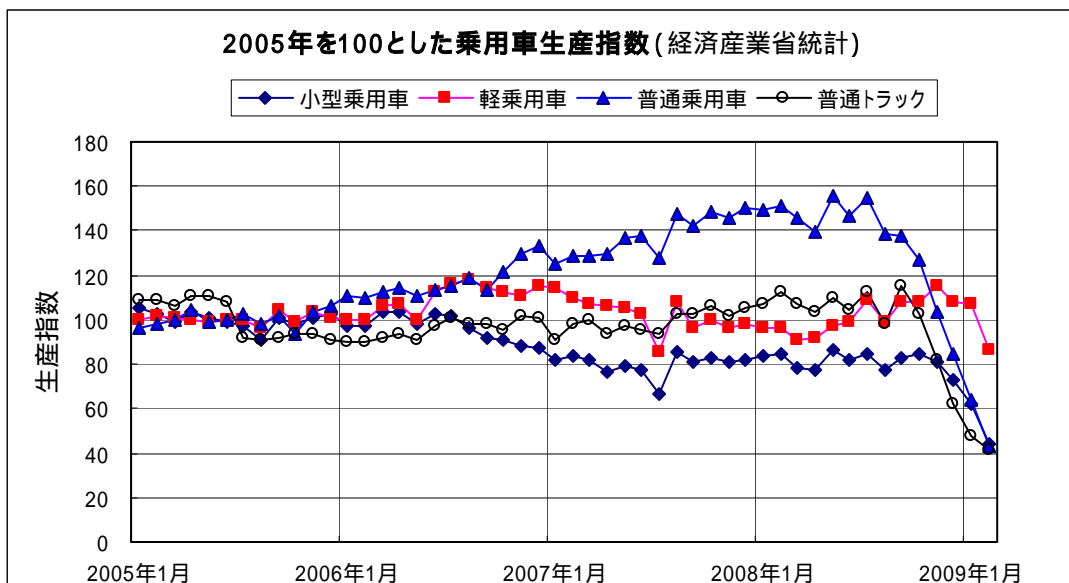
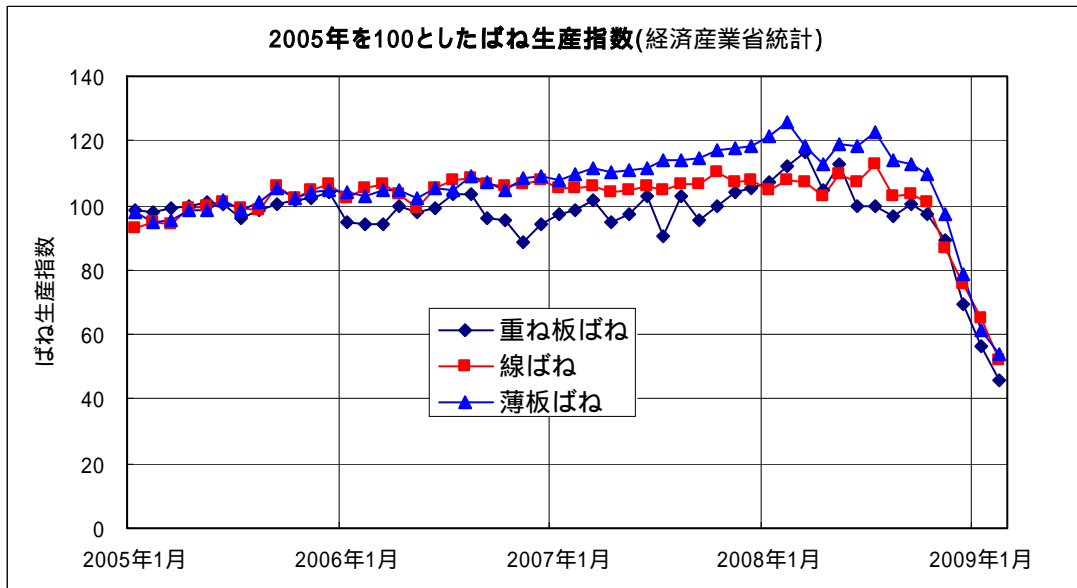


第3号議案・平成21年度事業計画書

ばね産業の環境

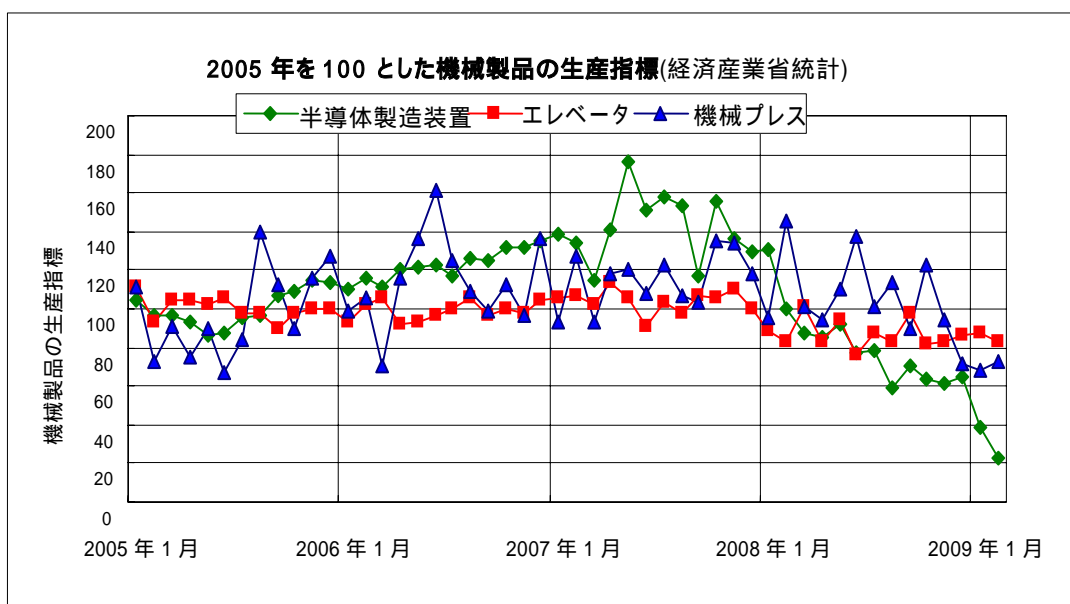
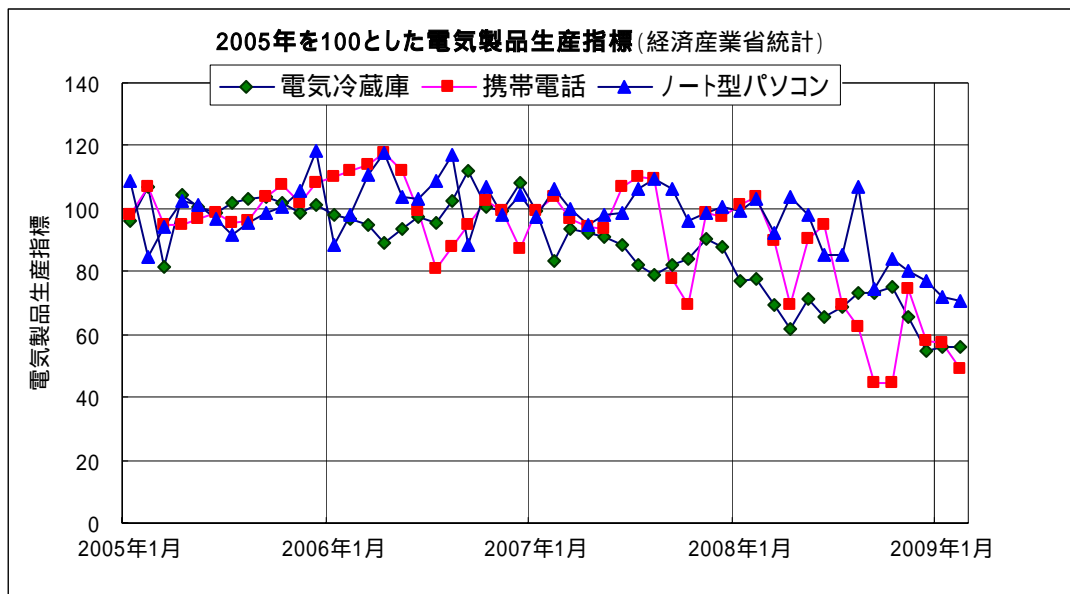
米国サブプライムローン問題への信用不安を発端とした世界的な景気後退はリーマンブラザーズの経営破綻をきっかけとして、平成20年度下期から急激に進行し、かつて経験したことが無いといわれる工業生産の落ち込みにいたっている。それにともなって設備投資の激減、および個人消費の低迷を引き起こし、ばね産業の主要顧客である自動車および電気・機械の生産高の激減に直面している。



ばね生産量はほぼ自動車生産量に連動して減少しており、平成20年11月から平成21年2月にかけて前月比で15~20%減という急激な減少を示し、明らかな異常事態となっている。ただ平成21年3月でほぼ底をなしたようでもあり、平成21年度はゆるやかな回復が期待されているが、通期としては平成20年度以上に厳しい状況となるものと推定される。

経済産業省の統計によれば平成17(2005)年を100とした生産指数では軽自動車や小型乗用車の指数増減はそれほど大きくはないが、普通乗用車は平成19(2007)年および平成20(2008)年上期までの拡大からの指数減少幅が大きく、今回の景気後退の特徴となっている。

電気製品や機械製品の生産指数も自動車同様に減少してはいるが、自動車ほどの急激な指数増減とはなっていない。ただし、半導体製造装置の落ち込みは自動車以上に激しい。



平成 21 年度日本ばね工業会の基本方針

総務委員会、技術委員会、標準化会議及び技能検定推進会議の活動を柱として本部事業を展開するとともに支部活動の活性化を図って行く。

一方、平成 20 年 12 月に施行された新しい公益法人制度への対応と現下の経済情勢を考慮し、事業活動内容の見直し、一層の経費削減に取り組んで行く。

・総務委員会は本部事務局の定常業務を管轄し、役員会で議決された特別テーマの遂行等に当たるものとする。また、世界各国・地域ばね工業会相互の国際会議への参画（海外開催時の訪問団結成及び国内開催時の設営）の任に当たるものとする。

- (1) 国際交流：9月の3地域ばね国際会議（米国/ラスベガス）訪問団結成
- (2) 改正公益法人制度：対応策立案
- (3) 機関誌ばね：編集方針立案
- (4) ホームページ：ホームページ活用のための諸施策立案
- (5) 事業活性化：新規事業への取組み検討、立案
- (6) ばねの歴史：出版費用積立および準備

・技術委員会は、会員企業の技術者及び技能者のレベル向上を事業の柱とし、本年度は、以下のテーマに取り組む。

- (1) 平成 21 年度金属ばね製造技能士合格者 160 名以上の目標を設定し、その達成に向けて「ばねハンドブック」を活用し人材育成支援・指導を推進する。
- (2) 日本ばね学会の支援により、入門者向け F E M 講習会の開催をする。
- (3) ばねづくりに関連する技術・安全・環境等についての諸事業を展開するための調査・研究を行う。

・標準化会議は国内諸規格の整備を図ると共に、諸外国特にアジア諸国との連携を深め、国際規格づくり活動を推進する。

(1) I S O / T C 2 2 7 ばね

国際幹事業務の支援

本年 11 月 12 日、13 日に英国・マンチェスターで開催される第 5 回 T C 2 2 7 会議開催に向けて準備する。

国内委員会活動の展開

第 5 回 T C 2 2 7 会議での「熱間成形圧縮コイルばね」の C D 重点審議、「ばね記号」の N P 提案および W D 提案に向けた活動を展開する。

(2) 政府委託事業推進

政府の標準化委託事業から再委託を請けて以下の事業を推進する。

ＪＩＳ規格開発事業

ＪＩＳＢ２８０４止め輪（平成２０年度からの継続事業）

アジア太平洋地域標準化研修事業

平成２１年１０月 マレーシア/クアラルンプール市

(3) 自動車技術会規格(J A S O)開発

要素部会、車体・シャシ部会活動に参加し規格改正に取り組む。

JIS D3621:1982 「自動車用ホースクランプ」

(4) 日本ばね工業会規格

昨年改正を完了した熱間成形ばね部会の 6 規格、冷間成形ばね(線関係)部会の 1 規格および機能規格部会の 2 規格を発行する。

本年度も年度計画に基づいた J S M A 規格の制定、改正及び見直しを推進する。

機能規格部会の 2 規格があらたに制定される見込み。

・技能検定推進会議は、国家検定実技試験を適正かつ円滑に運営するため、各地区の課題問題点を共有し、その改善方法等事例を相互に交換することにより検定試験の公正性を保つよう務める。

(1) 地区内で解決出来ない課題問題は、中央職業能力開発協会中央技能検定委員会へ改善要望を提案する。

(2) 中央技能検定委員の推薦案を会長へ提案する。

(3) 地区技能検定推進部会へ国家検定実技試験の実施に係る指導、指示を行う。